

令和8年10月19日

課 名 危機管理監みんなで減災推進課

担当者 課長 松崎

内 線 2780

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第3期）素案 に係る県議会意見等への対応について

1 要旨・目的

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第3期）素案について、生活福祉保健委員会における集中審議や県民意見募集（パブリックコメント）、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議の構成員からの意見も踏まえ、次のとおり対応する。

2 意見聴取状況

（1）県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議

ア 審議年月日

令和8年9月17日（木）

イ 意見と対応方針

別紙1「集中審議における意見と対応方針」のとおり

（2）県民意見募集（パブリックコメント）及び総ぐるみ運動推進会議構成員からの意見

ア 県民意見募集期間

令和8年8月20日（木）から令和8年9月24日（木）まで

イ 総意見数

3人・2団体 18件

ウ 意見と対応方針

別紙2「県民意見募集（パブリックコメント）等における意見と対応方針」のとおり

3 意見を踏まえた修正案

説明資料 01-2_「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第3期）」修正案のとおり

集中審議における意見と対応方針

	意見の内容	県の考え方・対応方針	計画 関係頁
1	個別避難計画は避難行動要支援者の避難における重要な計画であることから、作成を加速するための取組を本計画に明記されたいこと。	アドバイザーを派遣し、市町等に対する助言や先行事例の共有などの伴走支援を行うことで、個別避難計画の作成の加速化を図るとともに、実効性を高める訓練を支援する。このような取組が分かりやすくなるよう計画に追記する。	19
2	発災後は、市町が速やかに避難所を開設して適切な環境を整備できるよう、県として必要な支援物資を供給できる体制づくりや避難物資の備蓄を進め、市町の担当者や避難者の意見も聞きながら避難所の環境整備に取り組まされたいこと。	市町における避難所の環境整備を図るため、県としても、国の交付金を活用したスポットクーラーや簡易ベッドなどの備蓄の増加に取り組みつつ、避難者のニーズなどを踏まえながら、市町と協議の上で、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」における備蓄品目や数量の見直しなどを行い、物資の備蓄・調達体制の強化を図っていく。	18
3	災害関連死を出さない決意や、避難所において被災者の良好な生活環境が守られることを平時から周知されたいこと。	本年4月、災害関連死ゼロを目指して、「能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会」の報告書を取りまとめ、公表したところ。また、避難所の良好な生活環境を確保するため、スフィア基準を踏まえ令和4年3月に県が作成した「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、今後、令和8年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行い、県のホームページで公表するとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修などを行っていく。	18
4	人口減少や高齢化が進む地域では自主防災組織の担い手不足等も課題となっていることから、県内どこに住んでいても災害から命を守ることができる取組を推進されたいこと。	県市町の研修や訓練の合同実施等や地域における地域防災タイムラインを活用した実践的な訓練の促進等により、市町、地域の防災力を高め、県内のどこに住んでいても災害から命を守ることができるよう取り組む。	
5	「みんなで減災」という計画名のとおり、今回の計画が実際の県民の行動変容につながり、一人でも多くの命が救えるよう、本計画の取組を着実に推進されたいこと。	県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって取り組むことにより、災害死ゼロの実現を目指す。	2

6	千葉豪雨のような都市型の浸水被害が発生したことを踏まえ、アンダーパスなど低い土地の浸水のおそれがあることを県民に分かりやすく啓発するよう、本計画に反映されたいこと。	内水氾濫の危険性を確認することや低い土地は浸水の恐れがあることを計画に追記する。	13
7	計画案に初めて記載されたTKB対策について、県の重点施策として取り組まされたいこと。	いわゆるTKB対策については、本年4月に取りまとめた「能登半島地震を踏まえた被災者支援の強化に向けた地震防災対策検討会」の報告書において、重点的に取り組む対策として位置付けており、この報告書に加えて、猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされた令和8年熊本地震の教訓も踏まえ、トイレの確保・管理、温かく栄養バランスの取れた食事、寝床の改善などに、市町等と連携して、計画的に取り組む。	18
8	発災時においては、避難所環境やペットの問題で、分散避難する避難所外避難者も多数いることを前提に、避難所支援だけでなく避難所外避難者への支援についても県として取り組まされたいこと。	避難所外避難者への支援について、県では、広島県災害時公衆衛生活動マニュアル等に基づき、県外からの応援者も含めた保健・医療・福祉の関係団体と連携して、保健師等による戸別訪問などにより状況把握や必要な支援を行うこととしており、今後、令和8年熊本地震において現地支援を行った支援者の経験等を関係者間で共有しつつ、支援体制の更なる充実を検討する。	19
9	地区防災計画の策定は、現在のマイタイムラインの策定などの上位に位置づけられ、策定プロセスを通じて地域が一体となり共助につながる重要な取組であるため、本計画に地区防災計画の策定支援を明示した上で、取組を推進されたいこと。	市町の地区防災計画策定を促進する取組を支援することを計画に追記する。	19

県民意見募集（パブリックコメント）等における意見と対応方針

	意見の内容	県の考え方・対応方針	計画 関係頁
1	この度の令和8年熊本地震では、酷暑のため、予定していた避難所がエアコン未設置により開設されなかった事案があったと聞き及んでおります。 現在、広島県ではそのような予定避難所における設備等の把握はなされているのでしょうか。	避難所の指定や設備環境の確保については、市町が主体となって取り組んでいます。 県においては、平時から県ホームページ上で避難所の設備等の情報を発信し、住民が平時から身近な避難所の設備環境を確認し、避難時の携行物の確認・準備に役立てることができるよう取り組んでいます。 あわせて、県民へ非常持出品や備蓄品を啓発する際には、暑さ対策や寒さ対策も考慮していただくことを示しています。	14 19
2	介護医療院、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等の医療・介護施設を、単に「事業者・団体」として位置付けるだけでなく、災害時における要配慮者の生命を守り、災害関連死を防止するための重要な地域拠点として、計画上明確に位置付けることを要望します。 併せて、各医療・介護施設が策定しているBCP（業務継続計画）と、市町の地域防災計画、避難計画、福祉避難所、医療救護体制等との連携を平時から進めることを、第3期計画の具体的な取組として明記していただきたいと考えます。	県民総ぐるみ運動行動計画は、「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づく行動計画であり、自助・共助に係る県民にとっていただきたい具体的な行動を中心に記載しています。 御意見いただいた災害時における医療機関の機能維持やBCP（業務継続計画）、関係機関との連携等については、「広島県保健医療計画」等に位置付け、BCPの策定や訓練・研修等を通じた災害対応力の強化、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいます。 介護施設におけるBCP（業務継続計画）、関係機関との連携については、災害の発生時においても必要なサービスを継続できるよう、施設に対する指導監督等の機会を通じて、施設における訓練の実施状況の確認や、関係機関との連携体制の整備に取り組んでいます。	10
3	医療・介護施設における災害時の事業継続について、非常用電源・燃料、飲料水・生活用水、医薬品、経管栄養剤、酸素、衛生用品、簡易トイレ、通信手段等の確保に加え、道路寸断や職員が参集できない場合の応援体制、物資供給及び入所者・患者の搬送体制について、県、市町、医療・介護関係団体等が連携して平時から具体的な体制を構築することを要望します。 また、要介護高齢者については、災害時	県民総ぐるみ運動行動計画は、「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づく行動計画であり、自助・共助に係る県民にとっていただきたい具体的な行動を中心に記載しています。 御意見いただいた災害時における医療機関の機能維持やBCP（業務継続計画）、関係機関との連携等については、「広島県保健医療計画」等に位置付け、BCPの策定や訓練・研修等を通じた災害対応力	10

	に一律に施設外へ避難させることが必ずしも最善とは限りません。施設の立地、建物の安全性、入所者の状態等を踏まえ、施設外への水平避難だけでなく、上階への垂直避難や、安全が確保された施設内で医療・介護を継続することも含めた複数の避難方法をあらかじめ検討することを計画に盛り込んでいただきたいと思います。	の強化、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいます。 介護施設におけるBCP（業務継続計画）、関係機関との連携については、災害の発生時においても必要なサービスを継続できるよう、施設に対する指導監督等の機会を通じて、施設における訓練の実施状況の確認や、関係機関との連携体制の整備に取り組んでいます。	
4	医療・介護施設については、一般的な避難訓練だけでなく、夜間、停電、断水、通信障害、道路寸断、職員参集困難等が同時に発生することを想定した実践的なBCP訓練の実施を促進することを要望します。 また、第3期計画の成果指標に、例えば「医療・介護・福祉施設において実践的なBCP訓練を実施している割合」「災害時の連絡・応援・物資供給・搬送等について市町や関係機関との連携体制を確認している施設の割合」など、要配慮者支援及び医療・介護サービスの継続体制を評価できる指標を追加することを検討していただきたいと思います。	県民総ぐるみ運動行動計画は、「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づく行動計画であり、自助・共助に係る県民にとっていただきたい具体的な行動を中心に記載し、県民へのアンケート調査により進捗状況を把握しています。 御意見いただいた災害時における医療機関の機能維持やBCP（業務継続計画）、関係機関との連携等については、「広島県保健医療計画」等に位置付け、BCPの策定や訓練・研修等を通じた災害対応力の強化、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいます。 介護施設におけるBCP（業務継続計画）、関係機関との連携については、災害の発生時においても必要なサービスを継続できるよう、施設に対する指導監督等の機会を通じて、施設における訓練の実施状況の確認や、関係機関との連携体制の整備に取り組んでいます。 また、成果指標についても、「広島県保健医療計画」等において、取組の進捗状況等を踏まえながら検討してまいります。	10
5	今後、県の重点取組として、「津波からの早期避難の啓発推進」を推進するに当たっては、その取組の効果を可視化する観点などから、「津波早期避難意識」を成果指標に加えるべきと考えます。 なお、県が実施する防災・減災に関する県民意識調査について、本年、国において実施されている最新の津波早期避難意識の調査手法を加味した設問に修正（反映）することで、「津波からの早期避難の啓発推進」の成果を測定できるようになるとともに、県等の地震・津波による被害推計に活用できるようになると考えます。	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に掲げる県民一人一人が災害から命を守るために必要な基本的な行動「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という5つの行動目標それぞれの県民の取組状況を成果指標としています。 県民意識調査は、これらの県民の取組状況を把握するため県内全域を対象として実施しており、津波による甚大な人的被害が想定される地域を対象として平時の避難意図を把握する国の調査手法をそのまま準用することは、調査目的や対象が異なるため、適切ではないと考えています。	10 12 14 15 17 20 22 23

		なお、県民の防災意識や具体的な避難行動をより適切に把握する観点で、設問の見直しが必要な場合には、国の設問内容も参考にまいります。	
6	第2期の成果指標を見ても、目標未達の項目が多数残っています。にもかかわらず第3期でもマイ・タイムライン普及、一斉防災教室、備えるフェア、出前講座、広報プロモーションなど、同様の啓発・普及事業を継続・拡大する方針です。これらは税負担で賄われる行政事務の拡大そのものです。真に必要なハード対策（河川・砂防・耐震）や即効性のある情報伝達に予算を集中し、啓発事業の大半を廃止・縮小してください。浮いた財源は県民への減税や地方税負担軽減に充てるべきです。過剰な官庁主導の計画・指標管理・進捗報告業務も簡素化し、行政の肥大化を止めよ。	自然災害から県民の生命、身体や財産を守るためには、行政によるハード・ソフトが一体となった対策を講じていくことに加え、県民自らが、その判断に基づいて「命を守る」行動をとることが極めて重要であると考えています。このため、県では、平成27年3月に「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、「自助」「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定め、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となり県民運動として取り組むこととしています。	2 10
7	減災は「県民」全体の運動とされていますが、災害時の避難所・物資・情報・医療資源は限られています。日本人（日本国籍を有する県民）の生命・生活を最優先に確保する方針を明記してください。外国人住民（特に急増する中国人）への多言語対応や特別配慮を拡大するのではなく、日本語での迅速な情報伝達と日本人優先の避難・物資配分を原則とすべきです。日本語が十分でない者への対応は、行政が無制限に負担するのではなく、本人・家族・コミュニティの自己責任を明確にし、行政事務を増やさない方向にしてください。	災害対策基本法において、外国人の生命、身体及び財産も日本人の場合に準じて災害から保護する責務があるものと解されることから、災害時に国籍等を理由として生命・身体の安全確保に優先順位を設けることは適切ではないと考えています。また、災害時に必要な情報を迅速かつ正確に伝達し、適切な避難行動につなげることは、県民一人一人の自主的な行動を促進する上で重要です。このため、日本語による情報提供を基本としつつ、日本語による情報の理解が十分でない方についても必要な情報を得て自らの安全を確保できるよう、多様な手段や言語による情報提供を行っています。	16 17
8	備えるフェアや非常持出品・備蓄品の啓発において、中国製防災グッズ・バッテリー・簡易トイレ・発電機等の使用を推奨しない方針を明確にしてください。品質・安全性・供給安定性の観点から、中国製品は災害時に信頼できません。県が関与する啓発や協力店舗では、日本製・国内調達品を優先し、中国製品の紹介・推奨を排除してください。県民の自助・備蓄を促す際も、「安価な中国製品に頼らず、品質の確かな国内製品を選ぶ」ことを明記し、過度な「とにかく備えよ」というだけの啓発を改める	非常持出品や備蓄品については、災害時に必要となる機能や品質、使用方法、安全性、入手しやすさ等を踏まえ、それぞれの個人や家庭の状況に応じて適切なものを選択し、平時から備えておくことが重要であると考えています。このため、県が行う啓発においては、特定の国を理由として製品を一律に排除又は推奨するのではなく、県民が、自らの状況や家族構成に適した備蓄品等を選択するように啓発しています。	19

	べきです。		
9	自主防災組織や事業者、学校への過剰な訓練実施報告書作成・指標達成の圧力は、現場の負担を増やし、本来の地域活動を阻害します。行政による詳細な数値目標管理や「全員参加」を強いるような仕組みは縮小し、真に必要な最低限の情報提供に留めよ。県民の自由な自助努力を尊重し、官庁主導の規制・指導を削減してください。	自主防災組織や事業者、学校等における防災訓練は、地域や各主体が災害への備えを確認し、実際の災害時に適切な行動をとるための重要な取組であると認識しています。 一方で、地域や各主体の置かれている状況や、災害リスク及び適切な行動は異なることから、それぞれの実情に応じて、実効性のある取組を継続することが重要であると考えています。 このため、県民や地域、事業者等が地域や自らの状況に応じた訓練が継続的に実施できるよう、必要な情報提供や取組の支援を行っています。	21 22
10	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 「県民総ぐるみ」の再定義 ・「県民総ぐるみ」を、全員が防災訓練や自治会活動へ参加することだけで評価しない。 ・防災活動へ参加していない住民にも、生命を守るために必要な情報が確実に届く仕組みを構築する。 ・「参加する防災」から「すべての住民に届く防災」へ政策を発展させる。 ・年齢、世帯構成、国籍、自治会加入の有無等ではなく、実際に防災情報や避難手段へ接続できているかを重視する。	自然災害から県民の生命、身体や財産を守るためには、行政によるハード・ソフトが一体となった対策を講じていくことに加え、県民自らが、その判断に基づいて「命を守る」行動をとることが極めて重要であると考えています。 このため、県では、平成27年3月に「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、「自助」「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定め、県民一人一人が災害から命を守るために必要な基本的な行動を、「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という5つの行動目標として整理し掲げています。 地域における防災活動に参加していない方も含め、県民一人一人が、自らの災害リスクを理解した上で、情報を得る手段を確保し、いざという時には適切な避難行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となり取組を推進してまいります。	2 10
11	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 「知る・察知する」の強化 ・ハザードマップを公開するだけでなく、住民が自宅や生活圏の危険性を実際に理解しているかを確認する。 ・テレビ、ラジオ、防災メール、アプリ、SNS、防災行政無線等を組み合わせ、情報伝達経路を複数化する。 ・転入時や集合住宅への入居時に、地域の災害リスク、避難先、防災情報の取得方法を案内する。	災害時に適切な避難行動をとるためには、平時から地域の災害リスクや避難先を確認するとともに、災害時に必要な情報を入手することが重要です。 このため、ハザードマップ等により地域の災害の危険性を確認し、想定されている災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知り、災害時に避難情報等を受け取る手段を確保しておくことを啓発しています。 なお、「知る」は「災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合」	13 14 15 16 17

	・行政が「情報を発信したか」ではなく、「住民に届き、理解されたか」を政策評価の対象とする。	及び「水害・土砂災害リスクの認知度」、「察知する」は「災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合」といった県民の取組状況を成果指標としています。	
12	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 「行動する」の具体化 ・住民が災害種別に応じた安全確保先を事前に決められるようにする。 ・指定避難所だけでなく、安全な親族宅、友人宅、宿泊施設等も安全確保先として検討する。 ・第一の安全確保先だけでなく、利用できない場合の代替先や代替経路も確認する。 ・高齢者等の移動に時間を要する住民については、危険が切迫する前の早期避難を重視する。 ・マイ・タイムラインは作成率だけで評価せず、避難開始条件、避難先、移動方法まで具体化されているかを確認する。	災害から命を守るためには、災害の種類や地域の状況に応じた適切な行動などを知り、災害発生時に、どうすれば被害に遭わずに済むかを考え、適切に判断・行動することが重要です。 また、避難先については、市町が指定する避難場所に限らず、避難の実効性や快適性を踏まえ、親族・知人宅への避難など、状況に応じた避難先を検討しておくことも重要です。 このことから、災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、いつ避難するのかなどを決めておくマイ・タイムラインの普及促進に取り組んでおり、県民へのアンケート調査で把握できる「マイ・タイムラインを作成している人の割合」を成果指標としています。	13 14 21 22 23
13	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 「学ぶ・備える」の再設計 ・防災訓練を参加人数中心から、情報伝達や避難行動を検証する訓練へ発展させる。 ・「誰に情報が届かなかったか」「誰が避難できなかったか」「なぜ支援できなかったか」を確認する。 ・毎年同じ住民だけが参加していないかを検証し、初めて防災活動へ接続した住民数も評価する。 ・食料、水、医薬品、非常用電源等の備蓄を進め、孤立可能地域では外部支援が届かない期間も想定する。	災害に備えて、学校や職場、地域で行われる防災教室・防災訓練等に参加し、災害から命を守るための適切な行動について学ぶことや、家具の固定など建物の安全対策、必要なものを備蓄しておくことは重要です。 このため、地域、事業者、学校など様々な主体がそれぞれ、または連携した防災教育や防災訓練の推進に取り組むことや、非常時にいつでも持ち出せるように非常持出品の準備、飲料水、食料品や家族構成に応じた生活必需品等の必要な備えを促進しています。 なお、「学ぶ」の成果指標は、県民へのアンケート調査で把握できる「防災教室・訓練への参加者割合」としています。	18 19 20 21 22
14	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 単身者・高齢単身者への対応 ・独身者や一人暮らしを一律に「防災弱者」とみなさない。 ・情報取得、避難先、移動能力、人的支援、援助要請先等の実際の状態から支援の必要性を判断する。 ・同居家族がいない場合には、友人、近	個別避難計画の対象者である避難行動要支援者は、災害時に自ら避難することが困難な人のうち、円滑かつ迅速な避難を確保するため特に支援を要する方としており、各市町で名簿を作成しております。 避難行動要支援者は災害時に一人で避難することが困難であるため、速やかに避難できるよう、予め、市町において、	19

	隣、職場、福祉、行政等を代替的な防災接続として活用する。 ・高齢単身者については、家族の有無だけでなく、その家族が災害時に実際に支援できる距離にいるかを確認する。 ・支援者が一人しかいない場合には、代替支援経路を確保する。	いつ・どこに避難するか・誰が支援するか・避難するときにどのような配慮が必要か等の内容を記載した個別避難計画を作成することとされています。 県では、市町にアドバイザーを派遣し、個別避難計画の作成支援、個別避難計画の避難訓練により実効性の確保等を支援しているところです。	
15	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 外国人への防災対応 ・外国人住民を国籍だけによって一律に防災弱者とみなさず、日本語能力、居住期間、災害経験、情報取得環境等を考慮する。 ・防災情報には「やさしい日本語」を積極的に使用する。 ・必要に応じて英語、中国語、韓国語等による多言語情報を提供する。 ・文章だけでなく、ピクトグラム、地図、図解、QRコード等を活用する。 ・「避難指示」「避難所」「土砂災害」等、日本特有の防災用語を理解しやすく説明する。 ・外国人を雇用する企業、大学、日本語教育機関等を防災情報伝達の協力主体とする。 ・外国人旅行者については、駅、港、ホテル、観光施設、交通機関等から多言語で避難情報を提供する。	災害時に必要な情報を迅速かつ正確に伝達し、適切な避難行動につなげることは、県民一人一人の自主的な行動を促進する上で重要です。 このため、日本語による情報提供を基本としつつ、日本語による情報の理解が十分でない方についても、必要な情報を得て自らの安全を確保できるよう、多様な手段や言語による情報提供を行っています。	16 17
16	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 自治会・集合住宅・地域防災組織の改善 ・自治会加入を防災情報取得の条件とせず、非加入者にも行政から直接情報を届ける。 ・住民同士が親密でなくても、最低限の情報伝達や安否確認ができる仕組みを構築する。 ・地域防災会議について、開催日時、議題、参加方法等を一般住民へ周知する。 ・会議へ参加できない住民にも、事前又は事後に意見を提出できる手段を設ける。 ・地域役員だけに情報と役割を集中させず、学校、企業、医療、福祉、住宅管理等を含む複数の接続経路を形成する。	県民一人一人が、地域において想定される災害の危険性を「知る」、災害発生の危険性を「察知する」、自ら判断し災害の種類に応じて適切に「行動する」、災害及び防災について「学ぶ」、災害に「備える」ことができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となり県民総ぐるみ運動を推進してまいります。 なお、広島県防災会議の開催にあたっては、開催日時、議題等について県ホームページへ掲載し、周知しています。	10
17	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案	県民一人一人が、地域において想定される災害の危険性を「知る」、災害発生の	10

	地域特性に応じた対策 ・中山間地域では、高齢化と人口減少を踏まえ、災害時に実際に支援活動が可能な人数と移動手段を把握する。 ・土砂災害の危険が高い地域では、道路が危険になる前の早期移動を重視する。 ・島しょ部や孤立可能地域では、道路、橋梁、通信、物流の途絶を想定する。	危険性を「察知する」、自ら判断し災害の種類に応じて適切に「行動する」、災害及び防災について「学ぶ」、災害に「備える」ことができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となり県民総ぐるみ運動を推進してまいります。	
18	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動への政策提案 防災政策の評価方法の転換 ・避難先、移動手段、援助要請先等を確保できている住民の割合を把握する。 ・防災情報や避難支援へ十分に接続できていない住民を把握する。 ・特に生命保護に重大な影響を与える未接続状態を優先的に改善する。	平成 27 年 3 月に「災害死ゼロ」を目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、「自助」「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定め、県民一人一人が災害から命を守るために必要な基本的な行動を、「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という 5 つの行動目標として掲げ、それぞれの成果指標を設けて、県民の取組状況を把握しています。	2 10 12 14 15 17 20 22 23

※御意見のうち、内容について原文を一部要約して掲載しています。